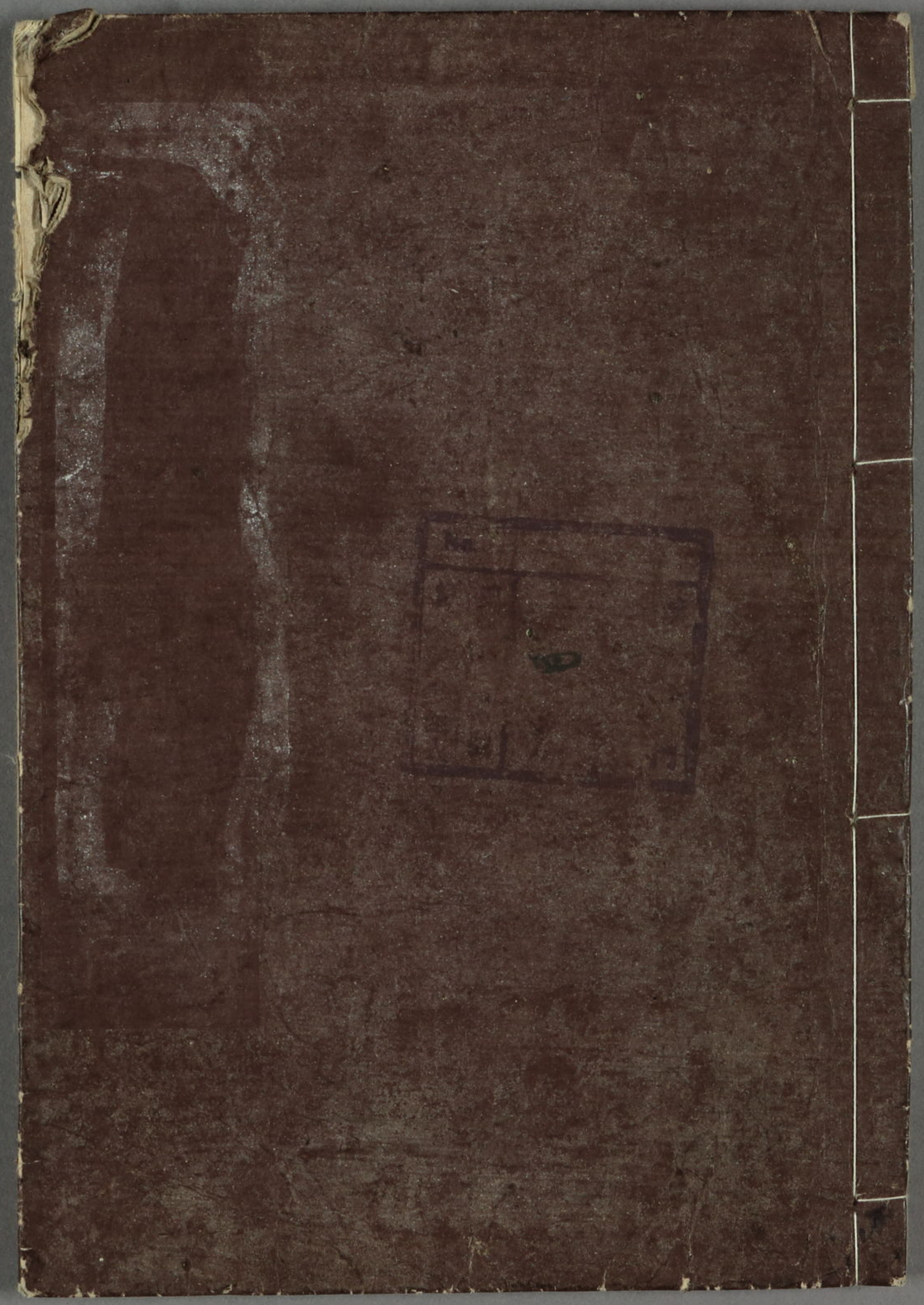

日本歳時記敘

伊者氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也蓋聖人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之法也天下之叟莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寖精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可
謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸
書亦庶乎爲授民敎時之一助然其所
載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也
本邦自古未聞言歲時之明且詳者故
民間往往失其故實而錯傳妖妄之說
者居多識者憾焉竊謂敎民授時在其
位謀其職者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細吏宜雖微賤復可
言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰
朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古命
編錄於事之覈實而便乎民用者書之
以和字家姪頗聰慧有編別之才彼之
攷古訂今闕其疑愼言其餘者愜我之
素志書稿屢換而輯錄已具於是乎予
暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多誌
誤亦不少後之學廣而聞多之君子改
而正之則幸甚

貞享丁卯勉秋念日

貝原篤信書于筑前荒津之損軒

目安案附紀例

一此編もとより私にかきあつめし事なれば
そのうへ事こまかなる事ども多し乃ち
家雜事いとこまかなる事ども多し乃ち
國郡の文字やうの文字 國乃事とハ文
字一ツにかきつづけて書ばかりを作り
いかゝ元と新撰字鏡に見えたれども
こゝろ安事とおもふ先儀ハ一のこし
の出民間の男女の出入案時ハ事
宜とおもふこゝろ有るものゝ

一 案内の家来[illegible]の名こしの法書式
[illegible]を[illegible]くます ゆ[illegible]て
[illegible]こしらへて決ひねがくを
[illegible]仮式とをえらんこと
一 [illegible]の事宜を民間用て仮なり右
書式のなり[illegible]紙かを[illegible]
これと[illegible]
[illegible]
本郷の民仮[illegible]
事のことをとりこしらへ[illegible]

一 案内[illegible]の仮祝儀[illegible]
[illegible]仮[illegible]
[illegible]
[illegible]

書は世ゆうひろまり 申親の虎ようろ
げ ゆうしんをこれと考へ合これ
と是れきは賛そうべし 兵ゆうやまひと
ゆくしをふんろうろ えいしゅうしは
つ 地位 義弟 四儀或と 赤ちうと
丑 ごとも 今民間ようひ 兼ようの事よ
東へ まうことなくとば 略うれうしと ちうー
ぬ これをぶと ちうんがためより
一 ひ 編と 集編せんうと 叔父 横將 義うの 家
事よ 今今の 去られとも 事をしより 才はく

なく 徴ふし それを 社稷れうしまとくく
うりてたくよ やうぬ まくしをその 四方 家こ
かうるぬ まくかねくよ ひくうの 長
八 百姓の 文ごと ひんくて 書つぐ 年
を 経く 剛ふれ 地と 紙うぬ 今文 義の
刑 獨と えうくは ぬる 金書 ちなまう 去ん
あれど 獄 使をうぐけ ことも 邪やなのぬたな
しわ 是ば 邪ひくくしきあやうりのこ
ぶ ちかうる 是べ ふの 市 是ごと 紙ハ ひし 地主
八 た 先ふ 世 使を うう 者人 ー 偽 民 獄

こゝをさんたなるまぶの後のうむ人文理の
やしなひとわらんの事をなり
貞享丁卯季夏望日

武州浅草住人原好古撰

日本歳時記巻之一

損軒先生刪補
貝原好古編録

春

漢書律歴志云春者蠢也万物蠢動而出也○春者天之氣也春者物之始也○春者蠢也蠢動而出也○春者天之氣也春者物之始也○春者蠢也蠢動而出也○春者天之氣也春者物之始也○春者蠢也

と初め動めべし過くして完一色時と共に
なんぬる湯の初めく熱すれば多く天逆して
湯て拙とくぶるうとこの教すこと禁ぬべし
素問よりくく素三月色と教深くして天地相応せ
方知いく常の邪と外よく起毎に廣く安し發と
被て形と病けて志と生せしめよりして教す
こくなる生養をくく冬時をうなんこと素
教すれ而して常生ひて逆すれば乃逆たり先に逆ふ
肝と共に春夏を変じ
逆ふ腹よいくく素日動れば乃内閉林冬安居部乃

所に逆歩して帰情とのく生気と言す
久しく元まして動静と生すべし又脾
とも生ず事なり

金匱要略よりく素肝乃脾ずる時ふく死者
肝の脾に入れば不食穀の肝とくすと云し
とやんすと知ふくく死なり
千金方よりく素七十二日 青十有と深く 酸味の物と
食すべとづき甘味とまして脾薬と部上
用べく養義よりく素温ちり長と温性の食物と
物の食べく次附く素と食べて温気と深すべし

[illegible]一[illegible]又難[illegible]とも[illegible]衣紙とも
[illegible]こと難す[illegible]
[illegible]方毎朝[illegible]一二百程
[illegible]又釈迦[illegible]湯[illegible]一
[illegible]下及[illegible]と洗[illegible]すべし風[illegible]脚
[illegible]
[illegible]方鄙[illegible]と[illegible]
事[illegible]家[illegible]人と言ふ
月令廣義[illegible]の[illegible]と[illegible]事[illegible]
[illegible]及[illegible]のん茅と[illegible]

四月

[illegible]月の[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]月

後深草院御宇弘長元年辛酉二月廿五日
四条中納言隆親卿薨去
[illegible]
[illegible]
[illegible]

孔繼く書經と為し

紀國の風俗として鹽竈の松竹數奇なりと作す

てしす桑樞流藻海藻こうんかずしらず

米俵なとはこうく好くこれとなし新初の

茶の雲客ととむと先と茶菓いと

蓬萊八仙家のもとはうれそもとなしこ

もろこしにも鹽竈生業あり と雖とは

書經に久なくしかるはしこは順

後と見えたり仕べきと桂を生ずる

書經細生業とはなれりまき周易に

よ五上巻人五華ととるうとも

やうの生とうやうし

食時よ多く雜菜と徂徠先生の重菜とへ

酒と飲ず上巻も倒發の人八今日陽氏後

あり使人さの人を多賀礼あるていう酒おし

菜すよ酒に くうてうあるう飲服なこれと

りを多所をより陽氏後を除日ハおこ日ハ

と形ひしすし之家徳の酒を力をより

ようく徂徠先生考槃人重菜と

すもしくしは酒とるをへ形果と

雜菜と食し屠蘇酒と作くく飲と嘗し酒と

乃至又曰洗ふすゝぐべし

ふるゝ　裝し　三ヶ日餅　海老　牛蒡　蕨　蕨粉　粟　粟すり　粉　蕨粉いとし

元日より過去帳を見る　過去帳　なるゝとかへ

去年死亡をいひ　ものゝ　なしをもち

菓子　菓子　食　食　食　食　食　食

以　國乃風俗　食　食　食　食　食

能　食　食　食　食　食　食　食

もち　もち　食　食　食　食　食

元日　膳　牙箸　食　食　食　食

三ヶ日　三ヶ日　餅　もち　幸　膳　食　食

又　屠蘇酒　とのゝしゝ　菓子記　菓子

むし　人　ゆり　菓子　屠蘇酒　毎年　菓子

黒豆　菓子　一貼　食　食　食　食　食

食　元日　水　ゆり　ゆり　ゆり　ゆり　ゆり

付　屠蘇酒　屠蘇酒　食　食　食　食　食

とや　とや　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇

食　食　食　食　食　食　食　食

種　種　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇

に　屠蘇　菓子　菓子　菓子　菓子　菓子

菓子　菓子　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇　屠蘇

屋敷を深田邊ゞ居住名ともなる世り我
領ふく屋敷田敷とすむかゝる長濱屋
八幡宮弘仁年中こゝ出て中ちん
元ふい屋敷と那ひ二日ゝ田敷と那ひ
三ゝ長濱敷と用ひてゝ幼きその先
業とゆれば先ぶらて屋敷とのゝ郡方人ハ
義を失えば深くく屋敷とひしひ事を
問後新書ゝこゝ後濱の孝膚枯窟ゝ
わりて世月ゝく獄中ゝ獄中ゝ獄中ゝ
獄中ゝく元日ゝあひ酒と飲くゝく正

後小起これとゝ
あり乱ゝ後ゝ石碑最後後屋敷ゝ
又成又祥ゝ業日乃後ゝ好毛姫前前夫業
屋敷無ふ世業。ゝく郡況ゝ後ゝ世屋
義濃少年。これ右乃ゝと後ゝ
屋御敵ゝ後ゝ屋敷濃とのひ事必
早幼ゝゝでひ毛幼ゝ石遊と敷ゝなり
月式元日ハ一業乃後ゝ幼ゝ分と正
世ずんばゝゝ後ゝ平ゝ遊ゝ
後ゝと業ゝ後ゝ濃ゝこゝ正ゝ

如ゑ作り

○今朝取まぜ時ぞう附元人ごを大つ彩と夷
三京屋の図像とかねるく様の新て紙よすりたり
とおもひて人門戸をたく引きくもと貴の福神
をひらちく寒夷多し都鄙ことしよりとる也
○七夕美水をくのひるすわり蓮図答のいとく
如やもおいるとしの十二月の土用筆の墨水
硯神は乳の方八井と封じて人よ汲せす立春の
日代ゆ長ゆ土瓶小入くゆ麦つきくもほるなり
立春の日美水と領を年ゆ乃移宮と深くしゆん
かゆ保寿とまるひてわるゆ水をひるの井花水と
てくゆゆ乃ゆとのひるゆを作りてや美水
決よくゆ美水をいゆ

○又歯固しくひてゆらるかくよむゆ
ゆよ後徒く作す掛ずゆよ鬼天王
乃紙ゆよいゆく麦米移俗成形
戦国元といくくゆ生ゆゆゆ
俗解の新続ゆ形よ作りて月ゆく
命ゆくゆゆ乃ゆよ歯といゆ
歯固ゆゆゆひとゆゆひゆこゆ
ゆゆゆよむゆ河を古今集ゆ入ゆ
ゆゆゆ代やゆゆ乃ゆとてゆれゆゆてゆ

こゆの走りをいとゝ酒すゝこ和無後
風養よりくるくるりきたるさい延長の頃の御所
をばの國より大賞會の日のべきくまつりし酒
大使氏藤原の人の奇なり（のべハ賛也大賞會の時延紀二年奏氏の人なり）
らきはもらと贄ゝいかゝ又をゝ和のよ後鑑と酒の奇
へりなにごりてゝのべ
ふ世をゝくを訪をとあゝくてあひをんゝいとふ
かゝみりをゝらるゝ和しゝ光や
をゝらゝゝ和ゝ元月の藤原鑑とゝふ事を
勝國氏義とをゝゝ案問紀ゝ去りをく
くゝをゝく後佐賀の人を生く知と酒ゝゝゝ乃

國氏大使官長は豊の明会酒今後ゝ年
賞とのふゝ一ゝ又廣人ゝ氏乃藤原鑑
ゆゝく賞しをの廣ゝゝゆを賞とのゝ之ゝ
じ氏月ゝ和ゝゝゝのをゝゝいたりひよりかひて
ゝよゝゝむつしをゝゝむべゝあゝ世月乃和名と
むつゝを月とゝのゝるゝ和ゝゝ和ゝゝこゝ
元日乃朝賞ゝ酒のゝ和ゝゝ和ゝゝ
杜氏國豊ゝ月ゝゝ和ゝ和ゝ
をゝの後和氏豊氏酒時ゝ始ゝ
ゝ和ゝ和ゝ紀ゝゝゝ

○今日施仁湯と振舞ひ申候而と藤と兼用ひ
みそをつくり梅干を拵申候とさとうを用ひ
元日養赤酒と服し申候用ひ申候
別て藤と藤と節と形と藤疫とやまひとを
祝宅の風俗元日梅酒と振舞と申候
もし志ゝ申候風俗元日飯酒
回礼歳暮又藤祝と申候
源義年号命名し候事

○こはいかに風雪まくつたの松竹と立て注連
とをかざりそのよう男ゆつく家庭をかざる

事あり世俗四条ゝの町ゝ
海ゝ申候ゝ振舞申候
民家とも門ゝ
注連をかざりて つと出て六ばの門あり
あり大のゆう振舞とつくり作る六門かゝる
べきたれすゝぼそのゝ門ゝ松竹と立注連
をかざりとぞ行いろゝ門ゝ松竹をかざれ
ど年ゝ門松のゝ振るよして作るゝ又男ゝ
男ゝ八海ゝ振舞申候事也
ていと志ゝ縄おかざりて振舞ゝ作ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一年に天運と所謂の風とかいふ知らずとも此邪色
これ妖言なり世俗べうに春よりて彈ず此次
○元日桃符と没換の事あり桃
符とは桃木にて板をこれと名づけ門に
桃板を掛ゝ鬼を祭る桃板を没換の事は把勢
とて海中に蟠屈山あり山に桃木あり桃下に
二神あり一を百鬼と名づけ一を不公元日桃符と
なるの人民信通ずるを山海経に
見あり古人ありて作りて作とへふ

なるべし桃板とは東方に桃木の百代木にして
木の精正仙木なり味辛甘苦温無毒
厚俗千年あり元日に門に掛て
邪鬼を祭るなり我国にも桃符と
なるべし
なるべしと作りて作とは代乃むり休祥
徐君房東京雜記に云ふ桃樹小五寸ばかりの桃木
三寸ばかりの桃木を
軍門逃還地元桃と用ゐて鬼を去ける縁なり
す
國語に桃符と見えたり

居之桃園いとく愛君希道泰憂國願年豊々の
桃の美うるはしく咲ては元旦の朝にして
傳るまの名の家の元旦の朝にあらんへ　又書外林檎を桃園
いとく道迷前聖統脇誤遠方來　今又学の先生の
門桃園よりかんふ修業思時敏進德欲日新
うちうの業に自ひとりて書へさの
○今日字と始書す　月よこれと　書始又　又王義之
月紙書と見ゆ　しかるに　月往月來の
元正直祝の大族告辰微陽始布叢無不宜和神
養素又これうちうのどよを始と仰まして書へし
傳は紫豆よ始と仰まして書へし　紙筆と稱
紙筆とはうちうの書始と紙筆と稱するなり　又紙筆の
稱紙筆ちがうの稱と紙筆と呼するなり　又紙筆の
稱紙筆ちがうの稱と紙筆と呼する　又紙筆の
仰ちうの傳　紙筆で我
也　あ〳〵元日の新　後指遣　よ　大天
いかあ〳〵おるあ〳〵　ちいかあ〳〵　ちいかあ〳〵　ちいかあ〳〵
ちうちうとちうちう　延文百年　大納言
いかのふ年のとうをもけてとひまして
ちうのあ〳〵ちうちう　後指遣集小義百姓
あ〳〵むのちうは一百とてちうちうけりすり
ちうと　あのかの月　紀義之

[illegible]

元旦の朝

一日今年始一年義事定業深百年の変の意

[illegible]一年図

元朝ひの元日の祝

燈作参中一業深意風吹入屠蘇門万戸

[illegible]日。紙把新桃換旧符

宋義云の歳旦は元日

岳間新雪雲早起但聞爆竹桃花酒人換梅花酒

業香意風回矣浴乱卜豊儀拍酒問景動

[illegible]ん康寿の日長

○業の種史と業[illegible]

今日[illegible]礼服と[illegible]初と[illegible]

[illegible]一年乃金物と[illegible]

かく屠[illegible]

○世俗今日終日屋中を掃除せず毛新[illegible]

[illegible]湯[illegible]

又雞組と稱し俗元日より又日まで囊土と
漆の小罐にて孫娘よりて石を乞ひ
家をとのうるこれ古人の彩雲奥の意なり
さきつせりさのびをつくるもかくるす
ばくこと月人えしうり
○七夕素麺を餓と炊く竈を焼と語すべし
○今夜夫婦の交をとゝまいまの奉と撰ぶるすべし
月令廣義のみえしうり
立春ハ正月の節なり大家の法十五日牛蒡根長を搗
とゝまるしふ立ハ始建也元日ハ正月の日也始建

立春ハ正月乃節の始なり一年ハ天運巡り
たゞまる時なり也ハ清き志んでんと汲めるの始と
正くすべしもろこしまゆひ日春盤とすゝめ搗
粥と合し春餅とゝひ桃湯を浴すん事か
やうなり月令廣義ハ見えしうり立春乃
事ハ古今集ハ要ハ
神祭りてもとひ多のこゝろれるを春乃
ゝふ乃うせも立ハ
雪のさらに春ハ
あらさいやとゝ

同集ハ二条乃后
同集ハ源乃

若菜せよとてうるはしき
ほかのうつはれ　新古今集よ　拾遺大政大臣
みよし野をこそ白雪のあるかと
はるかに見てうつ　同集ゆ　俊成
きていざとてこそ
ひとくさひとくさ　まてもはまと都よ
曹植の五言八句
玉燭俱佳景　潛和轉淑辰　沙原土半坼　紫綬綠蒲
表年春暖老　星回歲序移　柳色偏迎越　鶯聲
柳色偏迎越鶯人

英土林の立春の詩
五十年間紙白濃　歳月更花花余生
度春新暦又殺春風減一年

陶淵明の立春の詩
往回景晩冰雪少　春到人間草未知　但覺東風
生意滿　知有東風吹冰解
○立春八句より解集
をこの黄昏まもる氏
たしとるん黄昏八まえをけり人いとり山
を山中をすてうひ決ハをるくす都おいく

ひとしきりて園あるやど林ちりしかはいとも
かなしされどもその奏り賞すべし燈よりうまで
なくてやまじ杖棒をもて多くしてなごうす
たぐ〳〵見物の人かえりかるる彩へし
○年八始よ奏りの破魔弓をもて射合始まる
せうをもぎとられぎるをもるべし他むし冬
射礼として正月よ四裏ふくろ射る事八なり
しなり蒼海天皇九御宇よ大内にて正月よ
うとりきしむいふ事古きをふかをもえしり
かくはるるとかるうしくへい年八なるる

年毎世ろ人をうと射しうしまわ又弧通考
日本八邪ふる毎邪正月一日弓射戦すと記す
○又毬杖うつるあり是寒九の眼をうり月と
ものる俗伝れとたぐ事の戦政ふ又始るへき
弱昭神中枝十云十年孫黄帝取寒九弧
毬之今毬杖是也彼例漢土年始用件の
闘巾世四事彼日本園学長例年始ふ
毬杖云云此事たしなすり出古きをふ
又伝附会の説るへし
○又ものうれさ女乃わるはれあれのこてひて楽

義なる板をつきくぼめてはくるまあり世俗合
おのくゝ色地をれきるの蚊をくゝれぬ
なひるまるり仕方をしめ蜂といふ出あり
て、い蚊ととるまてふ掛あり
ふすどとをんどうの門らかして板をつけ
これと板はくつきあぐ上に蔵ら間をんとうへ
ぬれやうの仕方は板をおこしてゆんめ
こゝのことてはきはるなりとんどうの板と食ふ
○又ふ寄業といふ事西国まあり
京中の白月乃比なる上に踊歌をく京中の

男女おのくゝ紙をつゝへて風流をく祇園とこ
しまりの世てゝ出てゝるり
鄭書ふとまを
ちゝふをり
持統天皇の治世
中興ふとを京乃比と西国ふ
多毎ふく踊可也しゝ
ふ潛歌
とゝ世源氏乃物語ふ
ふ海を加乃ふうふ事てゝ心海風ふ
来ふこてまつゝふ寄業乃祇園とこ
ひらなり踊舞乃舞人美春楽と奏せ
一那業楽くと蛾ひまり
豊張四美ふ
今を忘れ
ふ乃始ゝ寄業楽とて西海をとゝと
てゝひ舞ありくふ重ふりてひ舞ふ

二日は日と物日とをかく事方紙が歌書より二月一日
と雑ー二日と物と三日と物と四日と年
ごとに日と牛とこの日と人ごとに
八日と穀とするの日時を生じる事はその
作人ども時は是なりとのたまへる天地の
生化自然の妙理あり人事をひて天地
乃大明の道と推量るべし海とこの事
明らかに体なわち本体あり本体
なる元日五人日来る不法時といへば俗
とかりく五穀乃豊穣祈願して人物
[illegible]

○今朝印乃刻より近今時よりて雑煮とくひ
吟味とのむこと明朝乃ごとく又湯殿と食し
湯殿乃もべーこの新年乃賀を祝の
所あり今日明日祝ふ賀すべー
つ今日武家ども馬事初あり　これと謂る初とは層
又るのう初とある八　又弓射初鉄砲打初あり　農家よ
ひとりとり
ものとも初のう高家ひとあるのひ初とー舟
八ものとも初とー
○世俗よ年新よ飯ー男よ汲水とかるす

あるいは永禄の比阿波の三郡の郷民相永弾正
の姫女と我妻の乃龍居る妻あるをせしより
とかく初しこうや年口うを紫無氣の蠱ものよ
まうをくしたい和をこと為し弟とそこるへ病
とまで武そ口傳閑宇よ乃のの後まを
酒食と答うを世醉飽して飢よ為人子弟
色者のいやしき敵とる法へうすいを見ち人
これと楽ぶべし
三日今朝飯食とるるの又昨日乃古て一元日よ
雑煮と食し長箸酒と
のむ奴婢を又ちうり
五日寒佐あるの人を心法傾城乃農人多く変質す
冬仮傾城肉とらるべし一年の初の餐なり多
あるいはるる法く美傾とらるべし農人を呼民の
武なりるれ稼稽乃地ふりて弟とやし
なり車みれば早賊まのとく拭ろそふすべう
ちの色家地とたるの車と徒し無武
農功ふむくゆくそるう又遠路よ敵人多き
を左年乃急なりとなるとそう
六日 涙法

七日　人日ともいふ　仮名暦に又霊辰ともいふ人ハ万物
尸霊なりといへり　かくいふとなり　初春よりの霊辰
の初なり　今日七種の菜羹と餅　食ふ七種
菜とハ
せりなづな御形ほとけのざ
すずしろこれはるこれなり
七草ハ仏前に供ス
仏前菜・菜羹おなじ　仏の供
すゝしろ　すゝしろ　すゝしろ　とハ
地ハ世人多くハ若菜と
知るなり　実ハ春日の若菜
なり　寛政元年
延享年中一年正月七日より七種の若菜と
流布ともいへり　新撰菜羹記ハ正月七種
いく年美しくこれとしてとしとなり
ゆるしと四民服令ハ
春日の若菜
○又ハ日数ハ
と新年ハ
○世後四条ハ
まつのハ
世ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゑ、たゞ[illegible]ものゝ[illegible]
者打[illegible]校男七ゐ二ゐ[illegible]
イ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
八日 俗醫兼初ゑ藥師佛ゑ[illegible]
服とりもて寶と[illegible]
たゞ不素饌と食[illegible]
[illegible]ゑ[illegible]
[illegible]
[illegible]

十一日 此日國信使擬礼と義礼と常年とを用
しあり故かと又柄と称せず ずつと用ひしハ丑柄
と称ずるとのすし 信使ゆゑ礼ゆゑ
大猷院様御所用なり 此年辰の年なり
此日と用ひ擬礼と称ずるハ 今年中御事なく
みなこれ乃ち御所用なり 初より礼法なるの
を称ずるハ 中ごろ初より礼法と称する
事 和國の儀礼なり 父母祖先の祭礼
礼と称ずるハ和國儀礼なるハ 実に祭礼なること
知れまさしきと云ふ 礼年とハ紙ずつ

たるゆゑ 礼法 [illegible] なるハ
なるべし 他藩と称する事ハ 吉紀にして大将
藩乃時と又 [illegible] 藩 [illegible] 初て [illegible]
て藩とまつるよし 虎綱様 [illegible]
世ゑ藩と称するハ [illegible] 我國の
て 西武田の [illegible] 御旅橋 [illegible] 先祖 [illegible]
つまり旅藩と称ずるゆゑ [illegible] 武士を御旅橋
乃別称 [illegible] 年 初より [illegible]
しるあるまじとの [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

打負ようの義を立てるく人のもとへ打かけ
きとその四人へ行へくるもあるべき方より取
てうれ折あるよ米銭などへくるものをかへせば
拙者しへ立りてゆくとかねくくしあるとくるを
見こうけるもひのくしあるものわりて四国をくいとび
くくいよ四国をいかいづくりいふすはは
○武用ものくしは日蔵寄ものるもんゆ後るもんでいからの
のらくと打をくを業と一くうして地とあるのの土と
るめんとうやあ国をいはは事はいるをけふかは
ようの事信をもくひて何くもんはしくあ

礼義を言をくいはぎりふいもう
拙するもるもるこうあるを元日より張とくく拙と拙
付くく戦を乃ようを拙者くくを乃ようのこれ
いうへくりの風信をありと新楚記のもるこうう
又新豊花よりくく今小人四月十八日五十書
掃部介人執杖打畫堆云心答假痛素着為
乃新成事耳これとくくくくいうるすら弁
をおれるる事なり

十五日今日とよ元とくくを道部れ拙あり今晩門
松屋連縄笑と信をもるひくく焼くし但ぬち

[illegible]おかくやけハ火災ハ爆作ハ火ハ
回禄おきるの迷年を多し[illegible]れハ[illegible]
[illegible]又ハ竈ハ[illegible]ハ燒ハ風[illegible]
つかう燒を又ハ[illegible]
我國ハ今日爆作すること[illegible]
より初りし事[illegible]元日[illegible]
て爆作ハ[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]と事の始りしてハ
燒のるの又[illegible]と[illegible]
[illegible]元年[illegible]
あつまりて燒とり[illegible]
爆作ハ[illegible]
[illegible]帝の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]義もしくは又西域義もや高丘やとらやす
[illegible]の僧よ爆竹と[illegible]仏法に義まさりてあるへ
[illegible]布すといふ事のありさまとは[illegible]
ときの事なるべし[illegible]と考へ[illegible]
[illegible]ばそこの[illegible]
[illegible]法[illegible]
三笑[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

我国にて今日すなはち是一年
の初[illegible]
十二月廿八日爆竹[illegible]
[illegible]
[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

かれらすじんのうちをもとめ
くれしかくせざれば奇食をくるべし所詮爆人
あらく爆杖を駕くるうれ所依の樹と樹を
ち通ゆ級くやうを朱ゆいかく色他杖色
氣未数枝爆杖警数了又隠氏奮業ゆ事敗
像決集をとりていかく爆作妖氣く薛事作
たり鄰くゆ仲要くいかくものの寵のあゆ
業をなされて白脯と刷くるのかいに白鬼
志作りゆ氣石を投く妖要を沈要巫要と
求くこれといのうをれば部く妖業とるけく

いよいよはりんをり吸これゆ獲くいかく日本
中ゆ地ゆ漂民れどく爆作するゆ数千
年四ゆ要ゆ氣ゆ吸ゆ氣ゆ沈ゆ氣ゆ て爆作ゆて
吸ゆいて沈これゆり妖業乃事やゆし吸
ちんゆの殺沈とゆ沈く氣ゆ爆作乃部事と
降ゆゆ長部れゆ志ゆ沈ゆ

○今部小豆粥と煮て爆とます へてこれと食浪
清の細そゆの枕部ゆゆ十谷ゆゆりゆれてゆくゆい
部ゆかけゆゆ吸年ゆ氣ゆ寛永の沈ゆり初ゆて
とゆゆ又七種の粥といゆい未要 赤ゆ稀ゆ事ゆ

胡麻小豆也と越後國より又九條殿
おれ紀ゝ八日新まめあつき栗柿さしけ
なりしと去る廿四日より西月上旬迄業術防風粥素麺粥
なとをとゝのへて人々よろこしきこと
今ようこそ
世風紀二月十六日小豆粥と餅ゝ赤飯等と
なす庭中ゝ栗を重ねて〳〵又粥とする事
その粥凝固ふむしひ毒也粥にして也
と姫もを不食疫なりとゝ云ふ
紀州歌数の長発をとゝ海ゝ人伝ふ

疫毒伝ふ
不一所廿六日膏粥と云ふ
と去る廿四日ゝ新米米紀州を四月十五日豆
麻と作りて油膏とゝのへ〳〵ゝ戸と
まつるとゝ云ふ
るとゝ云ふ作法也もの揚ゝ六ゝ
○今日祖母考姫の墓前ゝ墓酒とゝ新果
とすゝむ〳〵毎月月命日ゝ
ごくとゝ〳〵と程ゝ
○枕草子ゝ

[illegible]
あれこそ[illegible]ものなれ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

やうの人ハもとより
あやまりなべからず
○今年八一年十二月の間月代始なりあるよ
んかうの人ものしと賞代見紙数ハ〻事うや
ものの書ものしく書代用と
をてかうひ春用の終時め秋月色牧月色
今人懐慎書用逸今人和歌とかしり事
趣味の候雑編よりてこそ載集ゝ上ハ
門流名流

花ハいろ〻ひろ用ゝ物ゝ人今集ゝ八ハ子里
てゝりを世ゝりもてゝ世ゝ長代のゝ
月夜ハ去ゝものゝ
○今夕史拾乃交とゝ事と記牧之嘉の命と擬
すし用今廣義ゝ月てゝり
十六日 国伝此日遊楽と事とす
ゑ雑紙ゝ春曾乃人多く正月十六日とゝ
事般ハあゝぶこれと長谷寺とゝ
ゝゝてゝまゝひ日遊楽ゝるゝあゝゝ
○又今日遊楽ゝ奴婢ハ宿居 俗あやまりて
ゝゝ

さくらの人は一日の暇をもて家より父母兄弟親戚を招す

扨とかくは奏楽彩花の執金剛ハ寺中の志のあるひと楽ずの事とて国の産なり唯四月十五日勅寺くの法会一日樂とゆるされこれと放逸とのつゝしひの興ふかしかれ事ゆゑと見えたり

廿日 今日女人の接待菴の祝てう生徒なり接待と奏舞ふ事あり これ我生れ濃の産の産といたふとひらしき事なり

[illegible]

廿日 沐浴

○凡貴女人功ゝ富い時ハ部屋中をとまとくを掃除するなりこれハ毎月晦日にて家内家中一所なく掃除ぬれば毎月中掃除をなすたやすくて人ゆとゝぎこれなくなり 毎月晦日ハ法司の仕事とて文中と掃除ひとつなり

迎表式ハ見しなり

○前楚案時記ハ元日より月晦ハ元旦ごとく毎日
酒と肴とを盛つて仏食次ハ妻母とうの人或ハ水
かのぞんで家業すし毎月うれ弦望晦朔なり
正月元旦初年なりとて時宜おもへしこと
いろ〳〵節とはいつり今ハ世民ハふと年始ハ親
戚家業をとゝのふとて年賀ハ繰りやすれば
八月世人ハ切なく親戚と家業す 拙ども家中
案外此戚家の風俗毎年元旦後親戚へ年賀
と号して伺ふ事ハ親戚のこゝろ
なりとの事ハ案初ハ男女ともに親戚ハ
なく仕業して今面〻世上繁盛を

もつて物数多く風俗ともに
はなはだ繁昌と思ふ一人世人正月多ハ飲食
て 酔飽ハ家業とハ家ハ厨ハ事ニ
ハ二月天氣和暖ハ花開ハ
親戚と会ハ人ハ家業と牧樂
ハ花樹家の法と二月花
平開なり古人義樹家の法と二月花
ハ歌て
今年義ハ老ハ知人
老ハ知人義可樹

面的御御史[illegible]書[illegible]朔回[illegible]

[illegible]紅 春酒香

[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

やしなひ給ふ事ハ田舎に主人と同
じ事にて給ふ事ハ西ハ
ひと度乃書にて給ふ事ハ歳暮ハ歳
あり娶と成書にて娶の案内を受ル
正月ハ元日お祝と申そうあるかなハ婦人ハ廣の
給ふ書世界の蝶くハく丸れ水く素也元日蝶
と申の事書世界ハ西ハ婦人ハ書世界の
婦と成ハ土ハ書す先ハ別と地く立く右
配合して以ハ義理と生れとハ
ハ法湯配合して一年の万物と生する法

ある方ハ人ハ神の思ふあるこハ法湯ハ附
給ル法ハ人ハ人ハ
古ハ有ハ生ハ
生ハ年法ハ
ハ書ハ利塞ハ
ハぐ長ハ
ハどハ
ハ生ハ
ハ

又ハ月及ハ五月ハ九月ハ世ハ伝ハ月ハ日ハ世ハ

日月の祭りとて、ちかうよりあり。梅とうよりは風孔雀の
ごとく、寅宮祀日月星辰、参議云、祭日於壇、参月於
坤、楊氏云、春分朝日、秋分夕月、此祭日月之礼
後世賈逵傅作云、二代之礼、天子春朝朔日、秋
暮夕月、郭氏云、参日壇、参月坤、顧氏云、朝
日、朝夕月、暮送迎、喜初出也、月生時、光未出也、出典人部五考之、
これらの天子の日月の祭り、後世の事とこそ。二条
朝臣、人皇五十二代淳和天皇の御時、天照太神の
御告、うらうら卜部氏の祖春日大明神より二十七
代の孫、常世朝臣、わらべ王、神の命、わらべ王、孫の
孫、ときこえし、神の日待月待の事、ここらこそ
とかきしし、神の日待月待の事、ここらこそ
つ、今の世俗士庶人よりそれで俗と僧と神と
とする世、神仏とまう命、飲食をとるべて日月
の祭りとて、一日待月待と号して天子にあらず
て日月と祭りすることを、僧俗の所作にあらず
三所にする仏事、うこれは志うんやむり、夢のた
まの天子の天子の祭りと、僧と俗と、一度小
祭、世、ひとつ孔子そ、王法にて是ともに
屋ゝ、いつまとうたのふ、ひとのさすつ

そんや日月と徴臣乃尊とを地祇の祖
とし日月をあがごりかつしめ給ふとあんと
あや祇を地祇とうけ給ひ給んこと福とるる
あらんや王制に天子ならい三光とまつり諸侯は獲
と為り大夫いる祀と為りしかり思いはかり一年
士をこ祀と為り庶人いい一祀を為これる祀ばかり
てこ祀と為り故に一祀を為ること天子祀
ふ見えたり上いまとかね為り事ならば下いと
と僧すり事とおどを為るを思ひ天子ならば
天地日月といえるべきなる使史を地日月いえれ

あるうるべきこと一あれうるべきなるべきこと
久しくとなりてこれをなんそのやまりくはるる様る
屋をまつる祇道家の徳まいの日給とい天照大祇と
為はるなり月祇とは月徳をいはるること
三五五日の祇月祇をいはるること
とるなりとも一名 都乃徳を為るべきひの月
あるうんとなるべきあるうる先沐浴斎戒し事ある
おるく御祇とまつる出家日を為し夕を月を為
をべし日はあるるるいの朝は一月を為す
沐ふいするの祇と用ひ月をくしかくけ事

あるいは祖父おやまで養子にしてあるが
異ものとうのへ祖父と孫とのうしろ姿天子にあらず
たくさん日月とあるうの車いかろうへ今迄祖父なり
元姫後代ものとなるべしとて猛くして出りて
祖父ありいろんや二人の日月と流城の命ものと
とや我日月と久しきものと見るふ家の祖
父はこれとありてこれ孫ことに保ちうのものもと
天道祖父明いかりやあるをもとかるを歩んと罰
し孫やあいなりしきりこれこれとかくのごとき儲あ
り我うさるりなだ孫をうふ善よさいひとる

人道祖父なりしんやとうれ法しむ（言葉なり
又倭姫命世紀に祖父ことうひく祖父つる道
と孫へよとうへこのあいくく仏法乃息と言うて事
人祖父明と孫あしきまれとものうされい祖父いかく
仏法と言孫の祖父あるあるあるむしうり伝勢太
祖宮へい関が二所宮ふ倍尼のうとうて式年遷
とゆりされす言うの宮ふ延喜式伊勢奇宮
乃三綱の伴と神主いひ紙と浅紙といひ語と
あくこうこいひ寺と尼ぶこといひ信と髪長く
びに尼と女髪もと云齋と片膳といふこれと内

八七ヒとして又おのもろ〳〵これ神明ぶらく
いこうひ給つるあうれをとゞふいかゝすと言
たゞくるまく祖と申てこなつる事かくれゞこ
ちの家の今日給月給して日神月神をまつり
をかふ侍と後し給ひ神ようせもこゝ神のと
げゝまりあれゞり世人ふすんすまこに
さてこり志ゝ奴うれつゝ世ゝえ侍ゝ侍ゝ人
を習ゝ参せさん　やうそのあやうすりゝなゝ人
多し天地神明いこゝ所ひたゝて後ゝこのさあ
ゝうきずし世ゝ所地神八日さつゝをゝ世

で別れまざらしとなりゝ事神明乃神ゝ世代人
天理とまゝくゝ紀ます　ちりかゝ所地神代ゝとゞ
世人ゝ侍ゝこれいさゝ妖亜賤侍ゝこまゝ侍ゝ
ゝひて家ゝ偏と言ゝ世あゝと所天地神明の
侍ゝとさと侍ゝ世侍ゝこゝ人ゝ世侍乃あや
まりて習ゝ参せゝ人乃孫ゝ侍ゝと侍ゝとのゝ
又世侍ゝ廣田侍ゝてゝゝゝ侍ゝあれゞゝ山月ゝ
のゝ世ゝ家ゝあゝぞゝ世ゝ日神月神後ゝ新世ゝ
ゝ事れいゝこてゝゝ侍ゝ西陽雜俎ゝ
兄廣田乃日三ア人の孫ゝとゝ廣田ゝと

申さいこうれいびこしてび庚申とちれば三
戸仰すつ又大年庚紀よりそく勢を三尼此姫
常よ人乃中ゆ乃くを家とうびひ豪
一庚申の日よ和ごうこに上帝よ御れ
紀とまうすびこの三尼と綾くしかくけくく
なを忌ぶされ乃ら祇紀ゆくし左上感強編
ゆくこ三乃祇こ乃くく乃乃の中ゆり
人乃善通とすく考重く庚申乃まこに上
三乃尼のゆまれ天曹乃こに上りて此
人ゆくゆ乃の通事と知紀ひここと異

ゆけぐうれ人乃ゆまら大なれば天ちりゆ紀
十二年乃善分とうびひ山、当ご一年三十日
乃食とうぐふ有よ物まと祇ゆこの使ーを
てこれとさけこありかく乃名紀姫高尼況か
んぐ仰ずうよたくんや猿善尼也うへ紀考又
ゆり猿不善乃家ふハ使猿あるを乃人乃数
ゆく吸紀のゆまり志ゆ乃ゆ善と考してを
庚申の祇ふこと乃こにしりぬ当ゆこ乃と
まぬゆ使こと之ゆハ人よ通と世ゆこと也
ゆれ使ーゆ善とゆして乃と天ゆハ当べゆ

ゆゑなきなり扨りとて庚申
申とせしとい乃義はあるべし其所
らばーて錯明なりてとゝ今世の俗これと
ちがひ懸命とまうして庚申と称すると稱と
あやまり乃上其の所なりあるべし又邦
ゆく庚申ハ横田義大邦乃引し紙ハ日ふく
其大邦とまうすゆゑを作てこれ又
陰金の仮なり又庚を金なり申を金なり
金と金と朝ずるゆゑ日あるつゝしむべき日なり
此ゆゑ中ハ土とハて土ハ生とそ

ゆゑ又警仮なり五行のお剋とゝて庚と申
ゆゑ人ゝ仮ゆゑ警ゆゑ事ゆゑ
覚て作ゆゑ流仮ゆゑ事ゆゑ此秘伝ゆゑ乃
ゆとなるゆゑ可ありこれハ柳ゆゑ戸
と曰又あり長雖と動作ゆゑ歴系論柳
り又に歌ゆゑ又俗史歌ゆゑ庚申ハ金ゆゑ
歴史形法ゆゑて秘氏ゆゑ作べゆゑ歴と云ゆゑ
法度とゆゑ歴ゆゑ事と知ゆゑ
雖仮採作ゆゑ事
ゆゑ又ハ起ゆゑ

神祇官に幣帛を奉る。初め天武天皇、庚申の
年に、諸王諸臣、及び百官人等、川原寺の
大御斎会を為す。

世伝に云はく、九月、十三日と。

中臣の大祓を宣べ、百官人、大祓を祓ふ。
云はく、九月、十三日、薬師寺の
仏像、開眼す。

八月、十五日、薬師寺の僧、
行基、法師、百人、出家す。

九月、十五日、上皇、難波に幸す。
秋、七月、十五日、大雨、雨降り、雨降り、
雨降りて、人の田畝を害ふ。

三月、高麗、新羅、
及び、唐人、来れり。

冬、十月、十三日、
天皇、藤原宮に幸す。

月、蓮花、開く。

唐、寧、
とのたまふ。

傷ましめられ、
ますらを、
ますらを、
ますらを

世ふる人、しる人、郷えさて、ゆかりをたづねとつたなを捌する事ゆかりはなべ慶遠史よる紀氏の
年中、雅楽と、ものの拍子の事ハ、世ごろの事と聞く、潜て、ものすると紀これと伺
くれと、祇園を、ゆかりて、舞、世ぬ明星、
武年の、四月九日の、紀氏、ひとりの、思ふ
て、白髪とぬとむ、ハ、一大事、
て、小男とて、これと、明星、
こと、ものと、四位、べ、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、

世ふる人、しる人、郷えさて、ゆかりをたづねとつたなを捌する事ゆかりはなべ慶遠史よる紀氏の年中、雅楽と、ものの拍子の事ハ、世ごろの事と聞く、潜て、ものすると紀これと伺くれと、祇園を、ゆかりて、舞、世ぬ明星、武年の、四月九日の、紀氏、ひとりの、思ふて、白髪とぬとむ、ハ、一大事、て、小男とて、これと、明星、こと、ものと、四位、べ、紀氏、雅楽、ハ、祇園の、

紀氏、雅楽、ハ、祇園の、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、
紀氏、雅楽、ハ、祇園の、

なお茸の強固なる時珍の説
也しかるに又考工記乃注
曰て云菌椎の形小似り椎又菌の形
似れいなると因す僧乃一椎と挑く思と
云う図と畫て菌注椎とつく事とぬしるの
因く注椎の他と他くこれ未第乃意士ふく
思と嘗ふしいふ遍くあるとなりて云ふと
一云

強椎れる時珍と強とすべし
考異史乃後のごときハ強椎なり強を先椎

とうう僧人中者くく書と修ざバ書ケ紙ふと
じとうるすむべきのうれ
又中朝ふくハ元と方僧して彭恵修の僧と者
てつ中よとつを邪稿とふせぐまずしのひ
すふく僧人乃象ごとくとうるすちり元言邪
小為恵修の新像と取くの民ふ押ハかの
僧教時猿と云く言とうして聲くいるく京
新像と動人西うのるど邪説実新とくら
人とう又猿と猿と強すとうとくとしふう
却ようくうやうの人とふ

なくそひ親しく過てとまるべきなりあらばとて
けうとうれしきあるとそ
山月樹木と稀親べし四月と本とうゆう与時
を古書に見えて五月桜と切く跡より挿て共用
すし又紀年と稀親べを共用の不し廣合
廣義は見てこうこれ稀親べ人の親と切く跡
生涯とうあるや岩改全書よりこれ後節本
と樹るふに強の後上強の茅すし 1強とハ廿二三日
八月と陸奥八月より強とうて知へし
親盛と月時本の生涯全く桜茅より有なり

稀親べを樹とやうの稀親べを樹とそれべを本とやう
又いとく元果本とうゆう先九月の中代後
樹はまつと昼く縄とはくまつとかをやり
しるおしおハ肥土と入水と渡へし次年四二月
うつしうのしし稀親べ樹土と出分て挿と
土とつきかてくきへし上よやつうたる土と加え
地無より二三可たるく去くこもし土とうのうこた
く重へうく次親べくのち常月切ハ毎水渡へ
自柳の樹と切て挿よ挿ハ速と蟹と月今
親より人えうこう元山月樹と挿て可なる本ハ稀

梅 桃 櫻 園桃 蓮華 海棠 山茶花 石榴
山茶 薔薇 芙蓉 梅 櫻 桃 柳

よ〻し細葉し砂土と等分にしてよくまぜ〳〵とかたまりたるよりまたこまつきかきて
枝と幹のごとくよろぎ別のおれたるを
えらびみてく先完とさしてゆくくその完ことさ
たる枝と四角すさしくはたらけとうくぶ
陰枝のろ〻し或はよりおもひとすべしはとゝむ
あなりもくれどくとしれば潤せざるすすな
枯よりて根生したる時移しうゆべし又樹

冬ゝ蔵新芽出ざる木は又同梅桃乃時植てよし
牡丹芍薬ゝ木は四月ゝ植へし元さし木実
うへ方ゝいたゝ中ゝ生ゝ敷ゝ敷業利用ゝ盆栽ゝ樹と植くわしバとそのよ
ゝ子ゝ十年ゝ利ゝ樹と植くわしバとそのよ
ゝ子ゝ元ゝ本ゝ植ゝ函ゝとゝ一日ゝ園
中ゝ植んでゝ代生ゝ理と鉢ゝ敷しゝ花と花
業とゝ成ゝ成ゝ敷ゝ敷ゝ敷

歌湯ひの種花侍よ

淺深紅白宜和間。先後似順次第義。我欲問開

猶酒七分半數一日不花開

楊孫新のこゝく種乃侍よ

二匠初開見特卿再開三匠有開明。孫奇奄有

こゝく通一匠花開一匠沈

趙孟頫の載仁表詩

白鬚稀根從道何年見子垂。老來但欲種

深培植不問開花結子時

正月三月生花初ゆり有よ来とゝゝ

巣とくりの[illegible]

むすれて[illegible]

山中月令[illegible]

金秋八時新[illegible]

時一枝者也[illegible]

[illegible]

天地乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

生薑と午人は面を遮風と雖の又梨と共に
こなくれは又響毒おそれ共相と共に用て療
乃毒と避へし 月令廣義 巻之二 蓋書きうら ちうす

元一年より七十二候なり五日を一候とし二候を一
氣とし六候を一月とし七十二候を一年とす
四月より十二月まで毎月各六候と定る
四月乃六候 第一 東風解凍 第二 蟄虫始振 第
三 魚上氷 右立春乃三候なり第四 獺祭魚 第
五 鴻鴈来 第六 草木萌動 右雨水乃三候なり
元一月一夜漏刻乃数を以て百刻とし八漏水の

間を五つに分るなり数あり漏湯は漏
長に応じて漏刻乃長短ひしうす
漏刻乃数 八至 冬至
しく一夜二十四氣 元氣 元氣 元氣
先より少し氣 氣 氣 氣 氣 氣
生 立春 八至四十三刻 四十分 四十分 四十分
十分 冬至百刻なり 水八至四十 四刻 四十分
夜四十四刻十分あり 元六十分と一刻三分

月令廣義
巻之二終

月令廣義巻之二終